

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文目次

○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第一条関係）	1
○ 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（第二条関係）	2
○ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（第三条関係）	4
○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）（第四条関係）	5
○ 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）（第五条関係）	6
○ 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第六条関係）	7
○ 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十二号）（第七条関係）	8

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文
○ 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（権限の委任）

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

- 一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第三項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。）、第四十三条第二項及び第五章（第六十三条第一項、第六十三条の二（第三項を除く。）、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第六十四条、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の二、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八項、第七十五条の二第一項、第五項及び第六項並びに第七十五条の四を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。）、自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
- 二 法第十一条第三項及び第五項、第十五条の二第四項（法第十六条第六項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第二項、第四項、第五項及び第七項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第六十二条第一項及び第二項（法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項及び第五項、第六十六条第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一条第一項及び第二項、第七十一条の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、同条第二項において準用する法第五十四条第四項並びに第七十二条の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長

三・四（略）
257（略）

（権限の委任）

第十五条 法に規定する国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

- 一 法第二章（第六条第二項、第十五条の二第三項（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十九条及び第三十条を除く。）、第四十三条第二項及び第五章（第六十三条第一項、第六十三条の二（第三項を除く。）、第六十三条の三、第六十三条の四第一項、第六十四条、第七十二条第二項、第七十四条第一項、第七十四条の二、第七十四条の三、第七十五条第一項、第七項及び第八項、第七十五条の二第一項、第五項及び第六項並びに第七十五条の四を除く。）に規定する国土交通大臣の権限（次号から第四号までに掲げるものを除く。）、自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
- 二 法第十一条第三項及び第五項、第十五条の二第四項（法第十六条第七項及び第六十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十六条第三項、第五項、第六項及び第八項、第十八条第三項（法第六十九条の三において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第六十二条第一項及び第二項（法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第二項及び第五項、第六十六条第二項（第二号に係る部分（構造等変更検査に係るものを除く。）に限る。）、第六十九条の二第一項、第三項本文、第四項及び第六項、第七十一条第一項及び第二項、第七十一条の二第一項（新規検査に係るものを除く。）、同条第二項において準用する法第五十四条第四項並びに第七十二条の三に規定する国土交通大臣の権限並びにこれらの権限に係る法第七十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限 最寄りの地方運輸局長

三・四（略）
257（略）

改正案		現行	
<p>（国又は協会に納める手数料） 第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</p>			
<p>手数料を納付すべき者</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>金 額</p> <p>（略）</p>	<p>手数料を納付すべき者</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>金 額</p> <p>（略）</p>
<p>四 法第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（法第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）</p> <p>五〇十（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>四 法第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者</p> <p>五〇十（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>十一 新規検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、登録識別情報（法第十六条第一項の申請（法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づく一時抹消登録に係るものに限る。以下「一時抹消登録識別情報」という。）の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合</p>	<p>十一 新規検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定保安基準検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の</p>

<p>十五～二十 (略)</p>	<p>十四 予備検査を申請する者</p>	<p>十二・十三 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>二両につき次に掲げる金額 一 一時抹消登録識別情報の提供又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千五百円 二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>証の提出(法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出(法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 千五百円 二・三 (略)</p>
<p>十五～二十 (略)</p>	<p>十四 予備検査を申請する者</p>	<p>十二・十三 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>二両につき次に掲げる金額 一 一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千五百円 二・三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。)がある自動車 千五百円 二・三 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（自動車登録ファイル等） 第六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録に係る登録事項で抹消したもの並びに道路運送車両法第十六条第二項及び第四項の届出に関する事項その他の国土交通省令で定める事項を記録する。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（自動車登録ファイル等） 第六条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 保存記録ファイルには、現在記録ファイルに記録した自動車に関する登録に係る登録事項で抹消したもの並びに道路運送車両法第十六条第三項及び第五項本文の届出に関する事項その他の国土交通省令で定める事項を記録する。</p> <p>4 （略）</p>

○ 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）（第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条の二 法第八条第一項に規定する政令の定めるところにより使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされた自動車とする。</p> <p>一 自動車検査証の交付等（法第八条第二項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下同じ。）を受けた自動車のうち登録（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する登録をいう。）を受けたもの 当該自動車に係る抹消登録（同法第十五条に規定する永久抹消登録又は同法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録をいう。）を受けたことについての証明書の交付を同法の定めるところにより受けていること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>第十五条の二 法第八条第一項に規定する政令の定めるところにより使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされた自動車とする。</p> <p>一 自動車検査証の交付等（法第八条第二項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下同じ。）を受けた自動車のうち登録（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する登録をいう。）を受けたもの 当該自動車に係る抹消登録（同法第十五条に規定する永久抹消登録又は同法第十六条第二項に規定する一時抹消登録をいう。）を受けたことについての証明書の交付を同法の定めるところにより受けていること。</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事への通知） 第十三条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録をしたときは、遅滞なく、各都道府県知事に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>附 則 1～5（略）</p> <p>（都道府県知事への通知）</p> <p>6 第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が法附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録をした場合に準用する。</p>	<p>（都道府県知事への通知） 第十三条（略）</p> <p>2 国土交通大臣は、前項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をしたときは、遅滞なく、各都道府県知事に必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>附 則 1～5（略）</p> <p>（都道府県知事への通知）</p> <p>6 第十三条第二項の規定は、国土交通大臣が法附則第四項に規定する建設機械について道路運送車両法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録をした場合に準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申請等）</p> <p>第五十一条の二 法第九十条の十二第一項に規定する解体されたものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされたものとする。</p> <p>一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する登録を受けたもの 同法第十五条に規定する永久抹消登録のうち解体を事由とするもの（以下この条において「永久抹消登録」という。）</p> <p>（又は同法第十六条第二項の規定による届出のうち解体を事由とするもの（以下この条において「登録自動車の届出」という。））</p> <p>二 (略)</p> <p>3 前項に規定する確定日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済自動車に係る登録自動車の届出を行った場合 道路運送車両法第十六条第一項の申請（同法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録を受けた日又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八十一条第一項の規定により当該使用済自動車を引き取つたことが同法第二条第十一項に規定する引取業者から同法第一百零四条に規定する情報管理センターに報告されたことについて国土交通大臣が報告を受けた日（次号において「報告受領日」という。）のいずれか遅い日</p> <p>三 (略)</p> <p>4 5 7 (略)</p>	<p>（使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申請等）</p> <p>第五十一条の二 法第九十条の十二第一項に規定する解体されたものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める手続がされたものとする。</p> <p>一 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四条に規定する登録を受けたもの 同法第十五条に規定する永久抹消登録のうち解体を事由とするもの（以下この条において「永久抹消登録」という。）</p> <p>（又は同法第十六条第三項の規定による届出のうち解体を事由とするもの（以下この条において「登録自動車の届出」という。））</p> <p>二 (略)</p> <p>3 前項に規定する確定日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用済自動車に係る登録自動車の届出を行った場合 道路運送車両法第十五条の二第五項若しくは第十六条第二項に規定する一時抹消登録を受けた日又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八十一条第一項の規定により当該使用済自動車を引き取つたことが同法第二条第十一項に規定する引取業者から同法第一百零四条に規定する情報管理センターに報告されたことについて国土交通大臣が報告を受けた日（次号において「報告受領日」という。）のいずれか遅い日</p> <p>三 (略)</p> <p>4 5 7 (略)</p>

○ 沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十二号）（第七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（道路運送車両法等関係） 第二十一条（略）</p> <p>2 法の施行の際沖縄法の規定により登録を受けている自動車で本土法の小型特殊自動車に該当するもの（以下この条において「登録小型特殊自動車」という。）は、自動車に係る登録に関する本土法その他の本邦の法令の規定の適用については、本土法の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車とみなす。ただし、本土法第十五条の規定による永久抹消登録、本土法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消登録又は本土法第十六条第一項の申請（本土法第十五条の二第五項の規定により申請があつたものとみなされる場合を含む。）に基づき一時抹消登録がされたものについては、この限りでない。</p> <p>3 3 23 （略）</p>	<p>（道路運送車両法等関係） 第二十一条（略）</p> <p>2 法の施行の際沖縄法の規定により登録を受けている自動車で本土法の小型特殊自動車に該当するもの（以下この条において「登録小型特殊自動車」という。）は、自動車に係る登録に関する同法その他の本邦の法令の規定の適用については、本土法の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車とみなす。ただし、同法第十五条の規定による永久抹消登録、同法第十五条の二第二項の規定による輸出抹消登録又は同法第五項若しくは同法第十六条第二項の規定による一時抹消登録がされたものについては、この限りでない。</p> <p>3 3 23 （略）</p>